

安来市不妊治療費等助成制度について

安来市では、一般不妊治療、生殖補助医療及び不育症治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費を助成しています。

対象となる方

- 法律上の婚姻関係または事実婚関係にある夫婦であり、夫婦の一方が安来市内に住所がある方
- 夫婦ともに医療保険の加入者である方
- 指定医療機関において、一般不妊治療、生殖補助治療又は不育症治療を受けた方

一般不妊治療費助成

医療保険の適用となる不妊治療および検査、また人工授精に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

- ・1年間（4月1日～3月31日）につき**8万円**を上限とします。回数の制限はありません。
- ・ただし、食事代等の治療に直接関係のない費用及び他の助成を受けている又は受けられる場合は、その助成額を控除した額が対象となります。

生殖補助医療費助成

医療保険の適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

- ・1回の治療につき**5万円**を上限とします。回数の制限はありません。
- ・ただし、男性不妊治療に係る費用、食事代等の治療に直接関係のない費用及び他の助成を受けている又は受けられる場合は、その助成額を控除した額が対象となります。
- ・医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合は助成対象となりますが、卵胞が発育しないなどにより卵子採取以前に中止した場合は対象となりません。

不育症治療助成

医療保険の適用となる不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した治療費の自己負担額の一部を助成します。

●助成内容

- ・1度の妊娠につき**5万円**を上限とします。回数の制限はありません。
- ・ただし、食事代等の治療に直接関係のない費用及び他の助成を受けている又は受けられる場合は、その助成額を控除した額が対象となります。

申請の方法

- 1回の治療が終了した日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に、治療を受けた医療機関で証明を受け、申請書及びその他必要書類と合わせて、最寄りの申請窓口まで持参、又は郵送により提出してください。
- 一般不妊治療については、複数回に分けての申請が可能です。治療・検査を受けた日の属する年度内（4月1日から翌年3月31日まで）に必ず提出してください。

提出書類

- ① 不妊治療費等助成申請書（様式第1号）
- ② 医療機関証明書等（様式第2号の1から3）
- ③ 戸籍謄本等婚姻関係にあることを証明できる書類
- ④ 事実婚関係に関する申立書（事実婚の方のみ）
- ⑤ 医療機関の発行した領収書及び診療明細書（原本）
 - ・主治医の指示による他の医療機関での診療分や薬局での調剤分がある場合も提出してください。
- ⑥ 健康保険証の写し（夫婦それぞれのもの）
- ⑦ 夫及び妻の住所を確認できる書類（免許証（両面写）等）
- ⑧ 債権者登録依頼書（振込み口座を登録するもの）

申請窓口

- ・いきいき健康課（安来市健康福祉センター）
 - ・市民課 健康福祉・子育て・介護取次窓口（安来庁舎）
 - ・伯太地域センター（伯太庁舎）
- その他
- ・申請にあたっての個人情報（プライバシー）は守られますのでご安心ください。
 - ・郵送による申請もできますが、郵送料については申請者の負担となります。
 - ・医療機関が作成する書類に関わる費用は、助成対象となりません。
 - ・県外指定医療機関での治療も対象となります。
 - ・申請に必要な書類は、助成金（公費）を適正に支払うために必要なものですのでご理解ください。

<申請・問い合わせ先>

〒692-0404 安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1
安来市役所 いきいき健康課（保健予防係）
TEL 0854-23-3220